

## 補助金調書

補助金名	児童虐待防止医療ネットワーク事業補助金		担当課 (連絡先)	こども未来局こども部こども家庭課 (TEL092-711-4238)
交付先	団体	民間学校法人	区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期		
(公募の場合) 応募要件				
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体が限定されているため。			
補助開始年度	26	年度	経過年数	4
				年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>補助金の目的については、補助金交付要綱(以下「要綱」という。)において、「小児患者に対応する本市の中核的な医療機関(以下「拠点病院」という。)において、児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の教育等を行うことにより、児童虐待対応の向上を図ること」と規定されている。</p> <p>補助対象事業については、要綱において、「①児童虐待専門コーディネーターの配置②児童虐待対応に関する相談への助言等③児童虐待対応向上のための教育研修④拠点病院における児童虐待対応体制の整備」と規定されている。</p>			
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1
				回
終期を延長する理由	こども総合相談センターや区の虐待相談対応件数は高い水準で推移しているが、医療機関からの相談の割合は伸びておらず、児童虐待の早期発見・早期対応のため、引き続き医療機関への教育研修や医療機関相互の連携強化が必要な状況が続いており、児童虐待対応の向上を図るため、引き続き拠点病院を中心として事業を継続することが必要のため。			
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定額	<p>補助対象経費については、要綱において、「事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費」と規定されている。補助基準額については、要綱において、「拠点病院1か所あたり、4,653,000円」と規定されており、補助金の交付額については、要綱において、「補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額」と規定されている。</p>		
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】			
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	1	1	1
	4,653 千円	4,500 千円	4,400 千円	2,487 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	平成28年度においては、拠点病院に児童虐待専門コーディネーターが配置され、医療機関からの児童虐待対応に関する相談に応じたとともに、医療機関や関係機関相互の連携を強化するため、「児童虐待防止医療ネットワーク会議」が実施された。また、医療機関を対象とした子ども虐待対応セミナーが実施された。			
補助金交付 による効果	医療機関との連携が強化され、児童虐待の発生予防と児童虐待発生時の早期発見並びに早期介入が可能となる。また、拠点病院が地域の医療機関からの虐待相談に対応することで、地域の児童虐待対応力の向上が図られる。			

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として( )書きで記載しております。